

標準旅行業約款 (受注型企画旅行契約) 観光庁・消費者庁告示第1号 (令和2年4月1日から適用)

第1章 総則

(適用範囲)

第1条 当社が旅行者との間で締結する受注型企画旅行に関する契約（以下「受注型企画旅行契約」といいます。）は、この約款の定めるところによります。この約款に定めのない事項については、標準旅行業約款（国土交通省告示第1号）を適用し、標準旅行業約款に優先して適用します。

第2条 当社が法令に反せず、かつ、旅行者の利益にならない範囲で書面により特約を結んだときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先します。

(用語の定義)

第3条 本約款で「受注型企画旅行」とは、当社が、旅行者からの依頼により、旅行の目的及び日程、旅行者が提供を受けることとなる運送又は宿泊サービスの内容並びに旅行者が当社に支払うべき旅行代金の額を定める旅行に関する計画を作成し、これにより実施する旅行をいいます。

第4条 本約款で「国内旅行」とは、本邦のみの旅行をい、「海外旅行」とは、国内旅行以外の旅行をいいます。

第5条 この約款で「通称会社」とは、当社が提携するクレジットカード会社（以下「提携会社」といいます。）のカード会員との間で運送、観光、アクティビティ、インターネットその他の通信サービスに付帯して提供される受注型企画旅行契約において、当社が旅行者に対して有する受注型企画旅行契約に基づく旅行代金の支払いは債権を、当社旅行者は債務を負担するべき日以降に別定する提携会社のカード会員規約に従って決済することによって、旅行者が自ら承諾し、かつ、提携会社から受注型企画旅行契約の旅行代金を第12条第2項、第14条第2項、第18条第2項に定める方法により支払うことと内容とする受注型企画旅行契約をいいます。

第6条 この約款で「カード利用日」とは、旅行者又は当社が受注型企画旅行契約に基づく旅行代金の支払又は返金請求を履行すべき日です。

(旅行契約の解除)

第7条 当社が、受注型企画旅行契約において、旅行者が本約款の定め旅行日程に従って、運送・宿泊機関等の提供を受ける運送、宿泊その他の旅行に関するサービス（以下「旅行サービス」といいます。）の提供を受けようとする旨により、手配し、旅程を管理することを引き受けました。

第2章 契約の締結

(企画書の交付)

第8条 当社が、当社が受注型企画旅行契約の申込みをしようとする旅行者からの依頼があったときは、当該旅行者の都合があることを除き、当該旅行者の指示に沿って作成した企画書（以下「企画書」といいます。）を交付します。

第9条 企画書には、前項の企画書において、旅行代金の内訳として企画に関する取消料金（以下「取消料金」といいます。）の金額を明示することがあります。

(契約の申込み)

第10条 前条第1項の企画書に記載された企画の内容に關し、当社が受注型企画旅行契約の申込みをしようとする旅行者は、本約款の申込み（以下「申込み」といいます。）に所定の事項を記入の上、当社が別に定める金額の申込金をともに、当社に提出しなければなりません。

第11条 前条第1項の企画書に記載された企画の内容に關し、当社に受注型企画旅行の申込みをしようとする旅行者は、前項の規定にかかわらず、会員番号その他の事項を当社に通知しなければなりません。

第12条 前条第1項の申込み（その内訳として金額が明示された企画金を含みます。）又は取消料若しくは取消料の一部として取り扱います。

第13条 受注型企画旅行の参加に關し、特別な配慮を必要とする旅行者は、契約の申込時に申し出ておくべき。このとき、当社は可能な範囲内で対応します。

第14条 前項の規定に基づき、当社が旅行者のために講じた特別な措置に要する費用は、旅行者の負担とし、

(契約の成立時期)

第15条 受注型企画旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、第6条第1項の申込みを受理した時に成立するとします。

第16条 契約は、前項の規定にかかわらず、当社が契約の締結を承諾する旨の通知が旅行者に到達した時に成立するとします。

(契約書の交付)

第17条 当社が、前条の定める契約の成立後速やかに、旅行者に、旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金の内訳及び当社が旅行者の申込金に関する事項を記載した書面（以下「契約書」といいます。）を交付します。

第18条 前条第1項の企画書において、確定された旅行日程、運送若しくは宿泊機関上の主要な運送機関の名称を指定し、かつ、当該契約書交付後、旅行開始日の前日（旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に当たる日）以降に受注型企画旅行契約の申込みがなされた場合においては、旅行開始日までの当該契約書に定める日までに、これらの確定された事項について、確定書面（以下「確定書面」といいます。）を交付します。

第19条 前項の規定により、手配状況の確認を希望する旅行者から問い合わせがあったときは、確定書面の交付前であっても、当社は迅速かつ適切に対応し、回答をいたします。

第20条 前項の確定書面を交付した場合には、前条第1項の規定により当社が手配し旅程を管理する義務を負う旅行者の範囲は、当該確定書面に記載するものとして決定されます。

(情報通信の技術を利用する方法)

第21条 当社が、あらかじめ旅行者の承諾を得て、企画書、受注型企画旅行契約を締結しようとする旅行者に交付する旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件並びに当社の責任を定めた契約書に定める事項（以下「契約条件」といいます。）を、情報通信の技術を利用する方法により当該企画に記載する事項（以下「データ」といいます。）を提供したときは、旅行者が使用する通信機器に備えられたファイルに当該契約条件が記録されたことと認めます。

第22条 前項の規定により、旅行者が使用する通信機器に備えられたファイル（専ら当該旅行者の用に供するものに限り）に当該契約条件を記録し、旅行者が当該契約条件に同意したことを認めます。

(契約内容の変更)

第23条 旅行者は、当社に対し、旅行日程、旅行サービスの内容その他の受注型企画旅行契約の条件（以下「契約条件」といいます。）を変更するよう求めることがあります。この場合において、当社は、可能な限り旅行者の求めに応じます。

第24条 当社が、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の状況、官公署の命令、当該旅行計画にしない運送サービスの提供その他の旅行者の負担し得ない事由が当該企画において発生し、かつ、当該企画の目的を達成し得ない場合においては、旅行者の利益を考慮し、契約内容を変更することとなります。ただし、緊急の場合において、やむを得ないときは、変更後に説明します。

(旅行代金の額)

第25条 受注型企画旅行を実施するために当たり利用する運送機関の利用を受ける運賃・料金（以下「のり」といいます。）に適用運賃・料金を加えて、善い価格の変動等により、受注型企画旅行企画書の交付に明示した時点において有効なものと公示されている適用運賃・料金を加えて、通常運賃を定める金額を大體として増減した金額を算出する場合には、当社は、その増減額又は減額した金額の範囲内で旅行代金の額を増減し、又は減額することができます。

第26条 前項の定めるところにより旅行代金を増額するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日以内に旅行者に通知し、かつ、同項の定めるところにより、その増減額に応じて旅行代金を減額します。

第27条 前条の規定に基づき、契約内容の変更により旅行の実施に要する費用（当該契約内容の変更のため旅行者の負担し得ない事由を除く。）が増加し、旅行者の負担し得ない事由が当該企画において発生し、かつ、当該企画の目的を達成し得ない場合においては、旅行者の利益を考慮し、契約内容を変更することとなります。ただし、緊急の場合において、やむを得ないときは、変更後に説明します。

(旅行者の義務)

第28条 当社が受注型企画旅行契約を締結した旅行者は、当社の承諾を得て、契約上の地位を第三者に譲渡することはできません。

第29条 旅行者は、前項に定める当社の承諾を求めようとするときは、当社所定の事項に所定の事項を記入の上、所定の書類の手続きとともに、当社に提出しなければなりません。

第30条 前項の規定に基づき、旅行者の承諾を得たときは、旅行者の当該受注型企画旅行に関する一切の権利及び義務を承継するものとします。

第3章 契約の解除

(旅行者の義務)

第31条 旅行者は、いつでも別表第1に定める取消料金を当社に支払って受注型企画旅行契約を解除することができます。ただし、この約款に定めのない事項については、標準旅行業約款（国土交通省告示第1号）を適用し、標準旅行業約款に優先して適用します。

第32条 旅行者は、次に掲げる場合において、前項の規定にかかわらず、旅行開始前に取消料を支払うことを受注型企画旅行契約を解除することができます。

(1) 当社によって契約内容の変更があったとき、その変更が別表第2上欄（左欄）に掲げられた事由に該当するものであるとき

(2) 第14条第1項の規定に基づいて旅行代金が増額されたとき

(3) 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の状況、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれがある場合

(4) 当社が旅行者に対して、第10条第1項の期日までに、確定書面を交付したとき

(5) 当社が旅行者に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能となったとき

第33条 旅行者は、旅行開始前において、当該旅行計画に帰すべき事由により、当該旅行計画に記載した旅行サービスを受取る事ができないおそれがあるときは、当該旅行計画に記載した第1項の規定にかかわらず、取消料を支払うことなく、旅行サービスの当該取消料を支払うことなく、当該旅行計画を解除することができます。

第34条 旅行者は、旅行開始前において、当該旅行計画に帰すべき事由により、当該旅行計画に記載した第1項の規定にかかわらず、取消料を支払うことなく、旅行サービスの当該取消料を支払うことなく、当該旅行計画を解除することができます。

第35条 旅行者は、旅行開始前において、当該旅行計画に帰すべき事由により、当該旅行計画に記載した第1項の規定にかかわらず、取消料を支払うことなく、旅行サービスの当該取消料を支払うことなく、当該旅行計画を解除することができます。

第36条 旅行者は、旅行開始前において、当該旅行計画に帰すべき事由により、当該旅行計画に記載した第1項の規定にかかわらず、取消料を支払うことなく、旅行サービスの当該取消料を支払うことなく、当該旅行計画を解除することができます。

第37条 旅行者は、旅行開始前において、当該旅行計画に帰すべき事由により、当該旅行計画に記載した第1項の規定にかかわらず、取消料を支払うことなく、旅行サービスの当該取消料を支払うことなく、当該旅行計画を解除することができます。

第38条 旅行者は、旅行開始前において、当該旅行計画に帰すべき事由により、当該旅行計画に記載した第1項の規定にかかわらず、取消料を支払うことなく、旅行サービスの当該取消料を支払うことなく、当該旅行計画を解除することができます。

第39条 旅行者は、旅行開始前において、当該旅行計画に帰すべき事由により、当該旅行計画に記載した第1項の規定にかかわらず、取消料を支払うことなく、旅行サービスの当該取消料を支払うことなく、当該旅行計画を解除することができます。

第40条 旅行者は、旅行開始前において、当該旅行計画に帰すべき事由により、当該旅行計画に記載した第1項の規定にかかわらず、取消料を支払うことなく、旅行サービスの当該取消料を支払うことなく、当該旅行計画を解除することができます。

第41条 旅行者は、旅行開始前において、当該旅行計画に帰すべき事由により、当該旅行計画に記載した第1項の規定にかかわらず、取消料を支払うことなく、旅行サービスの当該取消料を支払うことなく、当該旅行計画を解除することができます。

第42条 旅行者は、旅行開始前において、当該旅行計画に帰すべき事由により、当該旅行計画に記載した第1項の規定にかかわらず、取消料を支払うことなく、旅行サービスの当該取消料を支払うことなく、当該旅行計画を解除することができます。

第43条 旅行者は、旅行開始前において、当該旅行計画に帰すべき事由により、当該旅行計画に記載した第1項の規定にかかわらず、取消料を支払うことなく、旅行サービスの当該取消料を支払うことなく、当該旅行計画を解除することができます。

第44条 旅行者は、旅行開始前において、当該旅行計画に帰すべき事由により、当該旅行計画に記載した第1項の規定にかかわらず、取消料を支払うことなく、旅行サービスの当該取消料を支払うことなく、当該旅行計画を解除することができます。

第45条 旅行者は、旅行開始前において、当該旅行計画に帰すべき事由により、当該旅行計画に記載した第1項の規定にかかわらず、取消料を支払うことなく、旅行サービスの当該取消料を支払うことなく、当該旅行計画を解除することができます。

第46条 旅行者は、旅行開始前において、当該旅行計画に帰すべき事由により、当該旅行計画に記載した第1項の規定にかかわらず、取消料を支払うことなく、旅行サービスの当該取消料を支払うことなく、当該旅行計画を解除することができます。

第47条 旅行者は、旅行開始前において、当該旅行計画に帰すべき事由により、当該旅行計画に記載した第1項の規定にかかわらず、取消料を支払うことなく、旅行サービスの当該取消料を支払うことなく、当該旅行計画を解除することができます。

第48条 旅行者は、旅行開始前において、当該旅行計画に帰すべき事由により、当該旅行計画に記載した第1項の規定にかかわらず、取消料を支払うことなく、旅行サービスの当該取消料を支払うことなく、当該旅行計画を解除することができます。

第49条 旅行者は、旅行開始前において、当該旅行計画に帰すべき事由により、当該旅行計画に記載した第1項の規定にかかわらず、取消料を支払うことなく、旅行サービスの当該取消料を支払うことなく、当該旅行計画を解除することができます。

第50条 旅行者は、旅行開始前において、当該旅行計画に帰すべき事由により、当該旅行計画に記載した第1項の規定にかかわらず、取消料を支払うことなく、旅行サービスの当該取消料を支払うことなく、当該旅行計画を解除することができます。

第51条 旅行者は、旅行開始前において、当該旅行計画に帰すべき事由により、当該旅行計画に記載した第1項の規定にかかわらず、取消料を支払うことなく、旅行サービスの当該取消料を支払うことなく、当該旅行計画を解除することができます。

第52条 旅行者は、旅行開始前において、当該旅行計画に帰すべき事由により、当該旅行計画に記載した第1項の規定にかかわらず、取消料を支払うことなく、旅行サービスの当該取消料を支払うことなく、当該旅行計画を解除することができます。

第53条 旅行者は、旅行開始前において、当該旅行計画に帰すべき事由により、当該旅行計画に記載した第1項の規定にかかわらず、取消料を支払うことなく、旅行サービスの当該取消料を支払うことなく、当該旅行計画を解除することができます。

第54条 旅行者は、旅行開始前において、当該旅行計画に帰すべき事由により、当該旅行計画に記載した第1項の規定にかかわらず、取消料を支払うことなく、旅行サービスの当該取消料を支払うことなく、当該旅行計画を解除することができます。

第55条 旅行者は、旅行開始前において、当該旅行計画に帰すべき事由により、当該旅行計画に記載した第1項の規定にかかわらず、取消料を支払うことなく、旅行サービスの当該取消料を支払うことなく、当該旅行計画を解除することができます。

第56条 旅行者は、旅行開始前において、当該旅行計画に帰すべき事由により、当該旅行計画に記載した第1項の規定にかかわらず、取消料を支払うことなく、旅行サービスの当該取消料を支払うことなく、当該旅行計画を解除することができます。

第57条 旅行者は、旅行開始前において、当該旅行計画に帰すべき事由により、当該旅行計画に記載した第1項の規定にかかわらず、取消料を支払うことなく、旅行サービスの当該取消料を支払うことなく、当該旅行計画を解除することができます。

第58条 旅行者は、旅行開始前において、当該旅行計画に帰すべき事由により、当該旅行計画に記載した第1項の規定にかかわらず、取消料を支払うことなく、旅行サービスの当該取消料を支払うことなく、当該旅行計画を解除することができます。

第59条 旅行者は、旅行開始前において、当該旅行計画に帰すべき事由により、当該旅行計画に記載した第1項の規定にかかわらず、取消料を支払うことなく、旅行サービスの当該取消料を支払うことなく、当該旅行計画を解除することができます。

第60条 旅行者は、旅行開始前において、当該旅行計画に帰すべき事由により、当該旅行計画に記載した第1項の規定にかかわらず、取消料を支払うことなく、旅行サービスの当該取消料を支払うことなく、当該旅行計画を解除することができます。

第61条 旅行者は、旅行開始前において、当該旅行計画に帰すべき事由により、当該旅行計画に記載した第1項の規定にかかわらず、取消料を支払うことなく、旅行サービスの当該取消料を支払うことなく、当該旅行計画を解除することができます。

第62条 旅行者は、旅行開始前において、当該旅行計画に帰すべき事由により、当該旅行計画に記載した第1項の規定にかかわらず、取消料を支払うことなく、旅行サービスの当該取消料を支払うことなく、当該旅行計画を解除することができます。

第63条 旅行者は、旅行開始前において、当該旅行計画に帰すべき事由により、当該旅行計画に記載した第1項の規定にかかわらず、取消料を支払うことなく、旅行サービスの当該取消料を支払うことなく、当該旅行計画を解除することができます。

2 当社が支払うべき変更補償金の額は、旅行者1名に対して1受注型企画旅行につき旅行代金の15%以内の当社が定める率を乗じた額をいいます。また、旅行者1名に対して1受注型企画旅行につき支払うべき変更補償金の額は、1,000円未満のときは、当社は、変更補償金を支払いません。

3 当社が前項の規定に基づき変更補償金を支払った後に、当該変更について当社に別表第2条第1項の規定に基づく責任が発生するに十分な理由がなかった場合は、旅行者が当該変更（変更補償金を支払った変更）に同意したと認められ、その場合、当社は、同項の規定にかかわらず、当社が支払うべき損害賠償額と旅行者が返還すべき変更補償金の額を相殺し、当該変更を支払うべき損害賠償額を算出します。

第34条 (旅行者の責任) 旅行者の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当該旅行者は、損害を賠償しなければなりません。

2 旅行者は、受注型企画旅行契約を締結するに際しては、当社から提供された情報を活用し、旅行者の権利義務と異なる受注型企画旅行契約の内容について理解するよう努めなければならないものとします。

3 旅行者は、旅行開始後において、契約書面に記載された旅行サービスを受取るため、又は、契約書面と異なる旅行サービスが提供されたとき、旅行日程においてあらかじめその旨を当社、当社の手配り業者又は当該旅行サービス提供者に申し出なければならないものとします。

第3章 弁済業務保証金 (旅行業協会の保証社員である場合)

第35条 (弁済業務保証金) 第36条 当社は、一般旅行業協会（東京都港区赤坂4丁目2番19番赤坂シャーストリル）の保証社員となっております。その取扱いについては、当社が当該保証金に加入し、前項の一般旅行業協会旅行業協会保証社員として生じた債権に優先する弁済を受けることができます。

第37条 当社は、旅行業協会 第49条第1項の規定に基づき、一般旅行業協会旅行業協会に弁済業務保証金の積立金を納付しておりますので、同法第七條に基づき営業保証金は供託してありません。

別表第1 取消料 (第16条第1項関係)

1 国内旅行に係る取消料

区分	取消料
(1) 次回以降の受注型企画旅行契約	
イ ロからよままでに掲げる場合以外の場合（当社が契約書面において企画料金の金額を明示した場合に限る。）	企画料金に相当する金額
ロ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって20日以内（自旅行開始日については10日）に当たる日以後に解除する場合（へんからよままでに掲げる場合を除く。）	旅行代金の20%以内
ニ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日以内に当たる日以後に解除する場合（へんからよままでに掲げる場合を除く。）	旅行代金の30%以内
ホ 旅行開始日の前日に解除する場合	旅行代金の40%以内
ヘ 旅行開始当日に解除する場合（へんからよままでに掲げる場合を除く。）	旅行代金の50%以内
コ 旅行開始後の解除又は無連絡不参加の場合	旅行代金の100%以内
(2) 貸切船舶に利用する受注型企画旅行契約	当該船舶に係る取消料の規定によりする。

備考 (1) 取消料の額は、契約書面に明示します。
(2) 本表の適用に当たって（旅行開始後）は、別表特別補償規程第2条第3項に規定する「サービスの提供を受けること」を指し、以降をいいます。

2 海外旅行に係る取消料

区分	取消料
(1) 本邦出発時又は帰国時に航空機を利用する受注型企画旅行契約（次に掲げる旅行契約を除く。）	
イ ロからよままでに掲げる場合以外の場合（当社が契約書面において企画料金の金額を明示した場合に限る。）	企画料金に相当する金額
ロ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって30日以内（自旅行開始日については10日）に当たる日以後に解除する場合（へんからよままでに掲げる場合を除く。）	旅行代金の20%以内
ニ 旅行開始日の前日に解除する場合	旅行代金の50%以内
ホ 旅行開始後の解除又は無連絡不参加の場合	旅行代金の100%以内
(2) 貸切航空機を利用する受注型企画旅行契約	
イ ロからよままでに掲げる場合以外の場合（当社が契約書面において企画料金の金額を明示した場合に限る。）	企画料金に相当する金額
ロ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって90日以内（自旅行開始日については10日）に当たる日以後に解除する場合（へんからよままでに掲げる場合を除く。）	旅行代金の20%以内
ニ 旅行開始日の前日に解除する場合	旅行代金の50%以内
ホ 旅行開始後の解除又は無連絡不参加の場合	旅行代金の100%以内

備考 (1) 取消料の額は、契約書面に明示します。
(2) 本表の適用に当たって（旅行開始後）は、別表特別補償規程第2条第3項に規定する「サービスの提供を受けること」を指し、以降をいいます。

別表第2 変更補償金 (第30条第1項関係)

変更補償金の支払が必要となる変更	旅行開始前	旅行開始後
1 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0
2 契約書面に記載した入場する観光施設（レストランを含みます。）その他の旅行の目的の変更	1.0	2.0
3 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備の等級及び設備のそれと下回った場合に変更	1.0	2.0
4 契約書面に記載した本邦内の旅行開始地又は空港又は旅行終了した空港の異なる場合に変更	1.0	2.0
5 契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直接旅行又は経路便の変更	1.0	2.0
6 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0	2.0
7 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0	2.0

注1 「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までに旅行者に通知した時をいいます。「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始当日に旅行者に通知した時をいいます。

注2 確定書面に交付された場合には、「契約書面」とあるのを「確定書面」と読み替えることと、その表を適用すること。この場合において、契約書面に定める確定書面の記載内容との異なる確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき1件として取り扱います。

注3 第3号又は第4号に掲げる変更は運送機関の運賃の増減を伴うものである場合、1泊につき1件として取り扱います。

注4 第4号は第7号若しくは第8号に掲げる変更が1乗換等又は1泊の中夜乗換等生じた場合であっても、1乗換等又は1泊につき1件として取り扱います。

注5 第4号又は第7号若しくは第8号に掲げる変更が1乗換等又は1泊の中夜乗換等生じた場合であっても、1乗換等又は1泊につき1件として取り扱います。

注6 第4号又は第7号若しくは第8号に掲げる変更が1乗換等又は1泊の中夜乗換等生じた場合であっても、1乗換等又は1泊につき1件として取り扱います。

注7 第4号又は第7号若しくは第8号に掲げる変更が1乗換等又は1泊の中夜乗換等生じた場合であっても、1乗換等又は1泊につき1件として取り扱います。

注8 第4号又は第7号若しくは第8号に掲げる変更が1乗換等又は1泊の中夜乗換等生じた場合であっても、1乗換等又は1泊につき1件として取り扱います。

注9 第4号又は第7号若しくは第8号に掲げる変更が1乗換等又は1泊の中夜乗換等生じた場合であっても、1乗換等又は1泊につき1件として取り扱います。

注10 第4号又は第7号若しくは第8号に掲げる変更が1乗換等又は1泊の中夜乗換等生じた場合であっても、1乗換等又は1泊につき1件として取り扱います。

注11 第4号又は第7号若しくは第8号に掲げる変更が1乗換等又は1泊の中夜乗換等生じた場合であっても、1乗換等又は1泊につき1件として取り扱います。

注12 第4号又は第7号若しくは第8号に掲げる変更が1乗換等又は1泊の中夜乗換等生じた場合であっても、1乗換等又は1泊につき1件として取り扱います。

注13 第4号又は第7号若しくは第8号に掲げる変更が1乗換等又は1泊の中夜乗換等生じた場合であっても、1乗換等又は1泊につき1件として取り扱います。

注14 第4号又は第7号若しくは第8号に掲げる変更が1乗換等又は1泊の中夜乗換等生じた場合であっても、1乗換等又は1泊につき1件として取り扱います。

注15 第4号又は第7号若しくは第8号に掲げる変更が1乗換等又は1泊の中夜乗換等生じた場合であっても、1乗換等又は1泊につき1件として取り扱います。

注16 第4号又は第7号若しくは第8号に掲げる変更が1乗換等又は1泊の中夜乗換等生じた場合であっても、1乗換等又は1泊につき1件として取り扱います。

一般社団法人 全国旅行業協会 保証社員

つくばトラベル株式会社

〒300-3261 茨城県つくば市花畑3丁目19番地4

